

静岡県がんセンター局告示第1号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月16日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

4の表中

「

(10) 個室使用料			1 入室の日及び退室の日は、それぞれ1日として算定する。 2 患者の病状又は病室の都合により個室に入れる必要のある場合は、個室料を徴収しない。
ア 特別室(A)	1日につき	33,000	
イ 特別室(B)	1日につき	11,000	

を

」

「

(10) 個室使用料			1 入室の日及び退室の日は、それぞれ1日として算定する。 2 患者の病状又は病室の都合により個室に入れる必要のある場合は、個室料を徴収しない。
ア 特別室(A)	1日につき	19,800	
イ 特別室(B)	1日につき	11,000	

に改める。

」

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。